

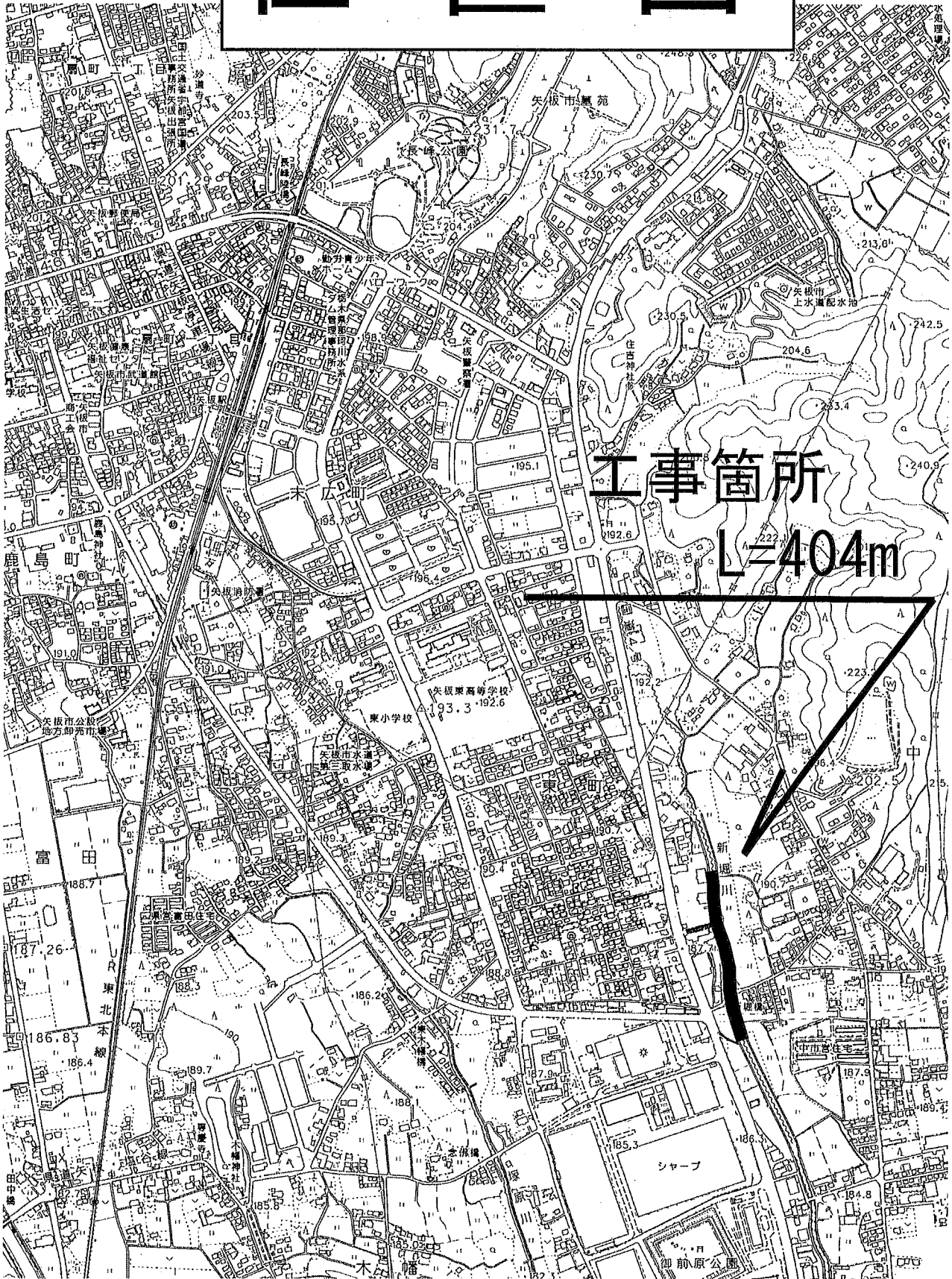
閱 覧 設 計 書

工 事 名	令和4年度 河川土砂撤去工事（準用河川新堀川）
施行箇所	矢板市中地内
工 期	令和5年2月10日まで

入 札 日	令和4年9月28日	時間については、入札通知書により確認のこと
場 所	矢板市生涯学習館 研修室（1）	
閲覧期間	令和4年9月 日 ～ 令和4年9月27日	
担 当	建設課 建設担当	

そ の 他	
-------	--

位置図



施 工 条 件 書

工事名：令和4年度 河川土砂撤去工事（準用河川新堀川）

●工程関係

- ・工事着手前に施工計画書を提出し、監督員と協議すること。
- ・工事に何らかの支障があり工程が遅れる場合は、監督員と協議すること。

●用地関係

- ・施工上、個人の土地に入らなければならない場合、土地所有者の許可を得ること。残材や砂利等はトラブルの原因になるため、取扱いに対しては特に注意すること。
- ・境界杭・測量杭等は工事車両等で動かさぬよう確実に養生すること。また施工上支障となる場合は控えをとり、確実に復旧すること。

●公害対策

- ・作業中の騒音、振動については、極力配慮すること。
- ・原則として、日曜、祭日の作業は避けること。ただし、工期厳守を優先するため、必要に応じて工事の推進を図ること。
- ・土砂の運搬時、路上等に落ちた土砂等は必ず清掃を行うこと。（特に施工箇所搬出入口付近の路上）
- ・施工方法により、付近の家屋・工作物等に被害を及ぼす恐れがある箇所は、着工前に工損調査等を行うこと。

●安全対策関係

- ・河川管理区域の沿線には田んぼ等耕作地があり、渇水期である本施工中でも、農耕機が施工区域内に侵入することが予想されるため、事故が発生しないよう十分注意すること。
- ・交通誘導員は、当初設計時では計上していないが(0人)、農耕車両等出入り調整が困難な場合等により、計上する必要がある場合には、監督員と協議の上、計上できるものとする。
- ・施工の安全確保の徹底を図るため、現場において作業員全員による定期的な教育、訓練等を実施すること。（労働災害防止）

また、月当たり半日以上の時間を割当てて、状況写真を提出すること。

●工事用道路関係

- ・本施工箇所は道路法適用外の河川区域内管理用通路である。道路法適用外であるものの、道路使用許可に関しては、矢板警察署と協議し、届出が必要な際は交通誘導員配置の検討も含め、監督員と着工前に協議すること。

・全面通行止めを行う場合、迂回に関する計画を検討した上で、施工（除草を含む）前に、工事予告看板を設置し、農耕車両等の交通への混乱を最小限にするよう努めること。

●仮設備関係

・工事表示板等保安施設については所定の位置に設置し、夜間においても遠方から確認できるようにすること。また、常に巡回を行い、安全確認を行うこと。

●建設発生土（残土）・産業廃棄物関係

- ・建設発生土（土砂・泥土）に関しては、捨土処理報告書（写真添付）を提出すること。
- ・産業廃棄物（アスファルト塊、コンクリート塊）がある場合、径30cm未満に小割して、中間処理施設に持ち込み、受入書類等を添付して報告（写真添付）すること。
- ・ダンプトラック過積載による違法運行の防止対策実施要領を厳守すること。
- ・再生資源利用（促進）計画書及び同実施書の提出
工事を実施するにあたり、再生資源利用（促進）計画書を施工計画書に添付すること。
計画書の実施状況については、再生資源利用（促進）実施書を作成して、工事完了後速やかに発注者に提出すること。
- ・掘削土質区分に関しては施工前に確認を行い、受入れ地の選定と共に十分な検討を行った上で、監督員とその内容を協議し、現場着工すること。
- ・河床等に堆積し、本施工にて撤去予定の土砂に関しては、除草終了後、起工測量にて測点ごとの堆積状況を測った上で、実行土量を算出し、搬出計画を立案すること。

●工事支障物関係

- ・埋設物等の支障物件を確認した場合、監督員に連絡を取り指示を受けること。
また埋設物等については、工事着手前に図面等により確認し、施工時には管理者の立会いを依頼すること。
- ・下記関係機関と必要に応じ連絡・協議を行い、施工に支障のないようにすること・
 - ・上下水道事務所 水道課 0287-44-1511
 - ・NTT東日本 0120-116-000
 - ・東京電力カスタマーセンター 0120-995-112
 - ・矢板警察署 0287-43-0110
 - ・矢板消防署 0287-44-2511

●その他

- ・栃木県土木工事共通仕様書及び土木工事必携を準用する。
- ・特記仕様書を遵守すること。
- ・任意の基準点等を設置した場合は、監督員の確認を得ること。

- ・建設業退職金共済証紙購入報告書を提出すること。
- ・工事竣工図を電子納品すること。竣工図作成については、監督員の指示に従うこと。
- ・着手前に設計図書と現場との照査を行い、監督員に報告すること。
- ・施工時に住民等の交通に支障をきたすので、看板や回覧等で施工前に周知し、苦情の回避に努めること。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書

請負業務及び工事(以下「業務等」という)における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。

1、一般事項

1-1、業務等の円滑な履行確保を図る観点から、作業現場等のみならず関係する会社・事務所も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染症予防の対策(以下「予防対策」という。)を徹底するとともに、すべての作業従事者の健康管理に留意すること。

1-2、元請事業者をはじめ、下請事業者や技能者など、業務等に携わるそれぞれの立場において、密閉空間、密集場所、密接場面という三つの条件(以下「三つの密」という)を回避する対策やその影響を最大限軽減するための行動をとること。

特に密閉された屋内での現地調査、複数事業者が参加する各種の打合せ、事務所や車両内などでマスクを外しての食事や喫煙等、「複数人が集まる」場面や「マスクを外す」場面に細心の注意を図ること。できる限り作業員同士は一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すること。

1-3、作業従事者が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者(以下「感染者等」という)であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染症等の自宅待機などの必要な措置を講ずること。

1-4、受発注者双方において「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改定について」及び、内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページにおいて公表されている各業種ガイドラインを参考に感染症拡大防止対策の徹底に努めること。

1-5 新型コロナウイルス感染症に係る業務等の一時中止措置等について、「業務等の一時中止や契約期間の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。

2、作業中の留意事項

2-1、発注者は感染防止対策のためマスク着用を推奨している。しかし、夏季炎天下での作業等やむを得ない場合は予防対策やソーシャルディスタンスを確保の上、マスク非着用を妨げない。

2-2、作業従事者が地元関係者宅へ訪問する際などは、できる限りマスク着用を行い、感染防止に向けた配慮をおこなうこと。

(別紙 5)

捨土処理報告書

令和 年 月 日

矢板市長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

捨土処理について、次のように処理を行いましたので、関係書類を添えて報告いたします。

記

1. 工 事 名
2. 工 事 場 所
3. 処 分 場 所
4. 処分地所有者名
又は処理施設社名
5. 処 理 量
6. 付 属 書 類

写真（処理前・処理後）、位置図

(別紙 6)

廃材処理報告書

令和 年 月 日

矢板市長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

廃材処理について、次のように処理を行いましたので、関係書類を添えて報告いたします。

記

1. 工 事 名
2. 工 事 場 所
3. 処 分 場 所
4. 処分地所有者名
又は処理施設社名
5. 処 理 量
6. 付 属 書 類

写真（中間処理施設看板、廃材幅管理）、位置図
中間処理施設入荷証明

特記仕様書（建設副産物）

1 共通事項

- (1) 建設副産物実態調査要領に基づき、本工事に係る再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて各1部提出すること。また、工事完成後速やかに上記計画書の実施状況について、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、各2部提出するとともに、これらの記録を工事完成後1年間保存しておくこと。
- (2) 建設副産物の処分に先立ち、別紙「建設副産物処理承認申請書」により監督職員の確認を受け、同申請書を2部提出すること。
- (3) 建設廃棄物の処分にあって、排出事業者（元請業者）は処理業者と建設廃棄物処理委託契約書を締結し、建設副産物処理委託契約書（厚生省作成または建設八団体廃棄物対策連絡会作成様式）を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを提出すること。なお、収拾運搬業務を収拾運搬業者に委託する場合は、別に、収拾運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結すること。
- (4) 建設副産物処理完了後速やかに別紙「建設副産物処理調書」を作成し、監督職員に2部提出するとともに、実際に要した処理等を証明する資料（受入れ伝票、写真、位置図、経路等）を提示し確認を受けること。また、竣工図書に添付すること。
- (5) 建設廃棄物については、産業廃棄物処理における「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」のA票、B票、D票を監督職員に提示し、確認を受けるとともにE票の写しを竣工図書に添付すること。

2 建設発生土

(1) 指定（A）の場合

本工事により発生する建設発生土のうち、下記に示す建設発生土については、下記指定地に搬出すること。

ア 搬出先（相手先工事名、場所等）

イ 土質及び処分量

m3

ウ 搬出時期

適宜

(2) 指定（B）の場合

建設発生土（987 m3）は準指定処理とし、請負者裁量で処理地を確保するものとし、実情に応じて運搬距離を変更するものとする。

※掘削土の土質を調査し、土質区分によっては流用する可能性があるため、監督員と協議し建設発生土量・運搬距離を変更するものとする。

※発生土受入地については、着工前の余裕をもった時期に監督員と協議を経てから

施工に着手すること。

(3) 自由処理の場合

建設発生土 () m³) は自由処分とし、請負者裁量で処理地を確保するものとするが運搬距離の変更はしない。

(4) 建設発生土を処理する場合には、処理先の見やすい場所に必ず標識を掲げること。

3 建設廃棄物

本工事により発生する

ア、 アスコン塊 () m³) は、 大字 地内、
運搬距離 km の施設に運搬し、処理するものとする。

イ、 コンクリート塊 () m³) は、 大字 地内、
運搬距離 km の施設に運搬し、処理するものとする。

ウ、 建設発生木材 () 2 t) は、さくら市喜連川 大字 鹿子畑 地内、
運搬距離 13.9km の施設に運搬し、処理するものとする。

※木くず 1t、刈草 1t 計 2t として計上

エ、 建設汚泥 () m³) は、 大字 地内、
運搬距離 km の施設に運搬し、処理するものとする。

オ、 建設発生廃プラ () m³) は、 大字 地内、
運搬距離 km の施設に運搬し、処理するものとする。

カ、 石塊 () m³) は、 大字 地内、
運搬距離 km の施設に運搬するものとする。

電子納品に関する特記仕様書

(建設工事)

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、当該工事（以下「本工事」という。）の最終成果品を電子納品の対象とし、そのために必要な事項について定めるものである。

(電子納品)

第2条 電子納品とは、本工事の最終成果を電子データで納品することをいう。

ここでいう電子データとは、「電子納品運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

なお、書面における署名又は押印の取扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。

(成果品の提出)

第3条 成果品の提出の際には、国土交通省チェックシステム及びウイルス対策ソフトを利用してチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、電子媒体に格納することとする。提出物は、電子媒体（CD-R又はDVD-R）正副各1部、計2部とする。

なお、電子納品の対象外とした書類は、従来通り紙で納品する。

「ガイドライン」で特に記載のない項目については、原則として成果を電子化して提出する義務はないが、監督職員と協議の上、電子化を決定する。

また、紙による書類の提出は必要最小限とする。

(成果品の保管)

第4条 請負者は、発注者に提出する電子媒体に格納したデータを、バックアップとして請負者のハードディスク等に保管し、その保管年数は10年間を原則とする。

(成果品の確認)

第5条 請負者は、電子媒体（CD-R又はDVD-R）提出時において、電子データが「ガイドライン」に基づき作成されていることを、監督職員の立会いのもと確認する。

なお、電子データの検査方法については、別途協議のうえ決定する。

(その他)

第6条 請負者は、本工事の実施にあたり内容に疑義が生じた場合には、速やかに監督職員と協議し、その指示を受けなければならない。

特記仕様書

1. 本工事の主任技術者は、次に掲げる資格を有する者を当てなければならない。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち検定種目を二級の建設機械施工管理又は、二級の土木施工管理とするものに合格した者、並びに建設大臣が前述の者と同等以上の能力を有するものと認定した者。
- (2) 技術士法（昭和32年法律第124号）による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者。

なお、主任技術者等の通知書に合格証明書等有資格技術者であることを証するもの（写しでもよい）を添付すること。

特記仕様書

請負者は、工事の施工にあたっては次の事項を厳守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車両、さし枠車両、不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行う場合、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等に当たって、下請け事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 不法パーソナル無線・不法アマチュア無線等の不法・違法無線局を搭載しているトラック、ダンプカー等の工事関係車両を使用しないこと。また、下請け業者にも十分指導するものとする。
7. 以上のことにつき、下請け業者にも十分指導すること。

参考資料

(総括情報表)

事務所 設計書名 変更回数	11 矢板市 実施設計書 当初 04-11003200002-40 0	
適用単価区分 適用単価地区 適用単価世代	1 実施単価 61 矢板土木事務所管内 0-040810(0)	
諸経費体系 ファイル名	1 一般公共 【R4当初】河川土砂撤去工事 新堀川.ES5	
	当 世 代	前 世 代
前払率 工種 現場環境改善費 市街地補正区分 交通規制区分 ゼロ債務工事に係る補正 週休二日補正区分 契約保証方法 消費税等の率	40 14 河川維持工事 00 計上しない 11 市街地 03 一般交通影響なし 01 補正なし 01 補正なし 01 金銭的保証 06 10%適用	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> この「参考資料」は、入札参加者の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、契約書第一条にいう設計図書ではない。 </div>		

04-11003200002-40

数量総括表 (設計書)

工事区分(項目)・工種・種別・細別	規 格	単 位	数量 (前回)	数量 (今回)	摘 要
本 工 事					
河川維持		1式			Y08ZZ
除草工		1式			Y0811
堤防除草工		1式			Y081123P
除草		1式			Y081123P48E
除草 (堤防除草)	飛散防止措置なし	m ²		7,514	SZC151
A=5, C=2					Y081123PC16
集草		1式			SZC154
集草 (堤防除草)	人力	m ²		7,514	Y081123PC18
A=4					SZC160
積込・荷卸		1式			Y081123PC19
積込・荷卸 (堤防除草)		m ²		7,514	SZC163
A=1					
運搬 (堤防除草)		1式			
運搬 (堤防除草)	梱包なし	m ²		7,514	
A=1, B=2, C=1, D=23, F=1					

04-11003200002-40

数量総括表 (設計書)

頁0-0002

工事区分(項目)・工種・種別・細別	規 格	単 位	数量 (前回)	数量 (今回)	摘 要
除草処分		1式			Y081123PC20
処分費	刈草	t		1	S0022
A=1 堤防養生工		1式			Y0812
伐木除根工		1式			Y081223R
伐木・伐竹		1式			Y081223RB8T
伐木・伐竹 (伐木除根)	伐木(粗) (10本/100m2未満)	m 2		192	SZC201
A=1 集積積込み		1式			Y081223RB8W
集積 (人力施工) (伐木除根)		m 2		192	SZC209
積込み (人力施工) (伐木除根)		m 2		192	SZC211
伐木伐竹運搬		1式			Y081223RB8X
運搬 (伐木除根)	人力施工 DID区間なし	m 2		192	SZC213
A=1, C=1, D=29, F=1 処分費		1式			Y081223RB16

04-11003200002-40

数量総括表 (設計書)

頁0-0003

工事区分(項目)・工種・種別・細別	規 格	単 位	数量 (前回)	数量 (今回)	摘 要
処分費	伐採樹木	t		1	S0022
A=2 河川修繕		1式			Y07ZZ
河川土工		1式			Y0700
掘削工		1式			Y0700200
河床等掘削		1式			Y0700200A02
河床等掘削		m 3		987	SZC321
A=1, B=1 軟弱土等運搬		1式			Y0700200B05
軟弱土等運搬	DID区間あり 8.5km以下	m 3		987	SZC325
A=2, B=8, C=1, D=1 残土処理工		1式			Y0700205
残土等処分		1式			Y0700205A0F
残土等処分		m 3		987	SZA133
A=1					

04-11003200002-40

令和 4 年度

河川土砂撤去工事（準用河川新堀川）

数量計算書

矢板市

